

畜産会 経営情報

主な記事

- ① セミナー経営技術
畜産経営における経営継承について② 山崎 政行
- ② 明日への息吹
北海道別海町の新酪仲間20年⑤ 本田 良一
- ③ 新しい畜特資金
大家畜(養豚)特別支援資金通事業にかかるQ&A③
社団法人中央畜産会
- ④ あいであ&アイデア
水不足はモウこれで大丈夫! 移動式ウォーターカップ号小畑 典子
- ⑤ お知らせ
- ⑥ 牛肉・豚肉、子牛市況

社団法人中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
第二ディーアイシービル9階
TEL.03-6206-0846 FAX 03-5289-0890
URL <http://jlia.lin.go.jp/cali/manage/>
E-mail: jlia@jlia.jp
(2月16日から住所並びにTEL・FAX番号が変わります)

セミナー

経営技術

畜産経営における経営継承について②

山崎 政行

前回 (No.230) は、畜産経営における経営継承について、家族経営を中心に説明しました。今回は、家族の中に後継者がいないようなケースについて、家族以外の第三者に経営継承するような事例を中心に説明します。

第三者継承という 新しい継承の方法

後継者のいない会社の経営を引き継ぐ

中国地方で酪農を経営していた (有) K 牧場は、別会社も経営していた社長が平成 19 年に死去しました。酪農部門の後継者はなく、従業員が経営を継続していましたが、跡を継いだ娘さんは、経営を別会社に一本化し、酪農部門は閉鎖することも考えていました。

K 牧場は、経産牛を約 50 頭飼養していました。自らの飼料畑と地元集落の転作田での飼料作により粗飼料を確保し、たい肥の農地還元などにより、地元の進める耕畜連携にも

取り組んでいました。そこで構成員でもあった S さん夫婦 (妻は従業員) が、制度資金を借り入れて、K 牧場の経営を引き継ぐことを決心しました。

S さん夫婦は、会社の経営を引き継ぐために昨年、まず合同会社 Q 高原牧場を設立しました。これまでは、有限会社を設立するには資本金が最低でも 300 万円必要でした。会社法施行 (18 年 5 月) 後は、このような最低資本金制度は撤廃されました。設立の要件や手続も、緩和、簡素化され、定款の作成も含めて、法人の設立は順調に進んだそうです。

Q 高原牧場は、K 牧場の資産を全て買い取る予定です。一部賃借も検討しなかったわけ

ではないのですが、一括して買い取ることにしました。家畜の買取価格は、評価人を選定して決定しています。資金は、スーパーL資金と近代化資金を利用する予定です。また、生乳の販売先や飼料の購入先は従来通りであり、地元での耕畜連携も維持されることになりました。

このようにして、後継者のいなかったK牧場は、経営資源を散逸させることなく、また関係業者との取引等も維持して、第三者であるQ高原牧場に経営継承されつつあります。

経営者のいない家族経営を引き継ぐ

後継者のいない家族経営では、親戚等の血縁関係から後継者を確保するケースもありますが、血縁関係のない第三者に施設やノウハウを提供したり、新規就農者と合同会社を設立して経営を継承するような事例がでてきています。

畜産経営ではありませんが、合同会社Sファームは、地域の担い手であるK氏夫婦と、地域の農業研修機関の卒業生であるH氏が設立した農業生産法人です。後継者のいないK氏の経営はSファームに引き継がれ、数年後にはH氏が社長（代表社員）になる予定です。

Sファームの経営継承の流れを図に整理してみました。H氏は大学を卒業後、食品関係の企業に勤めていましたが、就農の希望を持ち、研修機関のN舎で2年間研修を受けました。卒業後、研修時にもときどき指導を受けていたK氏から農地を借りて就農しまし

た。N舎の卒業生は、まず「世話人」と呼ばれる地元の農業者から2～3haの農地を借りて、その世話人の指導を受けるのが一般的のようです。

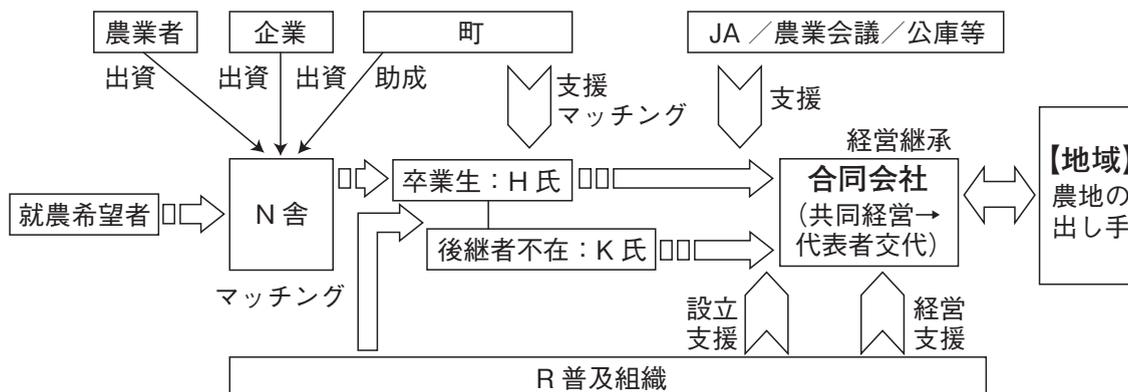
K氏は、10ha以上の水稲と、他に転作、作業受託を行う地域の担い手です。子どもは就農していないため、経営基盤の継承が大きな課題でした。K氏とH氏をマッチングしたのは町や普及組織です。特に普及組織は、会社法の説明会や合同会社の設立研修会を開催するほか、実際の会社設立に当たっても支援の中心的役割を果たしています。

このように、K氏の農業経営は、将来はH氏が社長を務めるSファームという組織に継承されつつあります。実質的な後継者を迎えた法人への地元の期待は大きく、地元の2つの集落がSファームを農地の集積対象としており、個人経営の時代よりも農地が集まり、「予想以上の早さ」（K氏談）で規模拡大が進んでいます。規模拡大は借地が中心ですが、地元集落から水系に沿って面的に拡大しています。いろいろなところから耕作の要請がありますが、効率的な経営を行うことを考えて、耕作地は選んでいます。借地の期間も、個人経営のときは数年でしたが、法人化によって10年間という長期契約が増えていきます。いわば、効率的かつ安定的な農業経営が、経営継承を機に地域で確立されてきているといえます。

法人による経営継承のメリット

前述の2つの事例は、共に会社を設立して

(図) 新しい経営継続システムのイメージ



経営を継承しています。経営を継承するときには、ノウハウや営業権など、必ずしも目に見えない部分の対象は明確になりませんが、実は継承の対象を明確にすることが重要です。法人化によって「家計」と「経営」が分離されることによって、継承の対象となる「経営」の部分が明確になることは、移譲する側、継承する側、双方にとって好ましいことです。また、このような「家計」と「経営」の分離は、継承時に課題となる「相続」の問題も経営から切り離すことができます。

経営継承時に限らず、法人化には大きなプラス面があります。金融機関にとっては、決算書類が整備されることによって「経営の見える化」が図られます。販売先や仕入先、農地（飼料畑）の出し手などにとっても、事業の継続の安心感、信用を与えるでしょう。また、法人化のメリットという点、税制や制度資金の借入限度額のアップなど、制度面のメリットが取り上げられがちですが、実際に法人化を図った人たちの生の声を聞いてみると、取引先などからの信用の高まりや経営意識の高まりなどを挙げる人が多いのも事実で

す。S 夫婦、H 氏は、個人で経営を引き継ぐ選択肢もあったと思いますが、果敢に法人を設立して会社を運営していこうと、非常に高い意識が感じられました。

今回の2つの事例は、法人化に際し合同会社という形態を選択しました。これは会社法の施行によって生まれた新しい形態で、従来からある合名会社、合資会社と同じ「持分会社」の一つです。出資者である社員が自ら経営を行なう形態であり、出資者と経営者が一体であることが基本です。S 夫婦は、K 牧場の実質的な従業員時代、社長が酪農の現場に従事していなかったことを踏まえ、出資者が自ら経営する酪農経営を目指して合同会社を選択した、と言っています。

会社や組合の形態の特徴を表1に整理してみました。少し分かりにくいかもしれませんが、出資者の責任、法的な規制、法人格の三つの面の特徴を比較しています。合同会社が合名会社や合資会社と違うところは、全ての出資者の責任が有限責任であることです。この有限責任という面では株式会社と同じですが、株式会社と違うところは、法的な規制

(表 1) 各会社、組合の形態と特徴

		出資者の責任			
		有限責任	無限責任		
内部の規律	複雑な組織で 法的規制が多い	株式会社〔特例有限会社〕 ^{※1}		あり	法人格
		農事組合法人			
	簡単な組織で 法的規制が少ない	合同会社 (LLC)	合名会社 合資会社 ^{※2}		
有限責任事業組合 (LLP)		営農組合	なし		

※1. 既存の有限会社は特例有限会社となり、株式会社に統合されている。

※2. 合資会社の社員は一部が無限責任。

が少なく、会社運営の仕組みを自分たちで決められるような仕組みになっているところだ。法的な規制が少ない面では営農組合と似ていますが、営農組合には法人格がないので農地の権利は持てません。一方合同会社には法人格があるので、農地の権利を持つことができます。当然、認定農業者にもなれます。

合同会社の農業生産法人はまだ全国でも少なく、「ポケット農林水産統計」によれば、平成19年1月1日現在で12法人、平成20年1月1日現在で43法人が確認されているだけです（農林水産省構造改善課調べ）。2つの事例に関していえば、当事者自らがよく勉強されていたことはもちろんですが、周囲の関係者が情報提供をよく行っていたようです。今後、関係機関による情報提供などの支援が広がれば、経営継承時に限らず、合同会社の設立は増えていくものと考えられます。

地域で取り組む経営継承

元酪農ヘルパーの経営などを地域が一体となって支援

経営を移譲する者と継承する者が直接顔

を合わせて経営を引き継ぐのではありませんが、地域の農業関係機関が一体となって、新規に若者を就農させる取り組みも行われています。北海道のH町では、地域の支援を受けてこれまでの15組の新規就農者が後継者がいない経営の跡地に入りましたが、まだ一組も脱落者が出ていません。

G氏は酪農ヘルパーを5年間勤めた後、H町の新規就農者第一号の酪農経営者の法人で3年間研修を受けました。そして、病気がちだった独身の酪農家の跡にリース事業を活用して入っています。

その跡地の紹介は「H町農業担い手育成センター」が行なっています。また、町がリース料の半額を助成するなど、JAなども含めた関係機関が一体となって支援しています（表2参照）。

基本的には、新規就農希望者は、まず町内で2年以上の研修を受け、H町農業担い手育成センターの紹介で居抜きの農場をリース事業で借り受け、酪農経営を始めます。経営開始後は、関係機関がリース農場買取まで、四半期ごとに経営収支をウォッチ、フォローしていきます。

(表2) H町の新規就農者の受け入れ

(平成19年1月調査時点)

新規就農までの流れ		<ul style="list-style-type: none"> ・初期の受付、対応は「H町農業担い手育成センター」が行う ・就農には、2年間の町内での研修を義務付ける ・研修期間中に就農予定の離農跡地の物件などを探す ・就農先が決まったら、JAを中心に普及センター、役場等関係機関を交えて具体的な就農計画の作成に入る
支援対策	H町	<ul style="list-style-type: none"> ・公社のリース事業を利用する場合、リース料の半額を奨励金として交付する(5年間) ・JAが貸し付ける「経営資金」(運転資金)に対して利子補給する ・買取り後の農業用施設の固定資産税相当額を奨励金として交付する(3年間)
	JA H町	<ul style="list-style-type: none"> ・経営資金を200万円まで無利子で貸し付ける(役場、公社、JAで利子補給)償還は5年後一括返済。 ・生活面・技術面での相談をサポートチームの巡回等で行う
	関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・町、普及センター、JAの構成によるリース農場検討会により、リース農場買取りまで、四半期ごとに経営収支状況を協議し、対策を講じる

新規就農者の身の丈に合った経営

東京の劇団員だったI氏夫婦も、G氏と同じ法人で研修を受けました。2年間の研修期間のことはあまり覚えていないそうです。夢中だった、ということですが、それだけ厳しかったのではないのでしょうか。I氏は、研修中に現在の農場に乾草を取りに来たときに、静かな環境が大変気に入ったそうです。当時の農場の経営者は70歳代で後継者はいなかったということです。I氏はリース事業を利用せず、就農資金を借り入れてこの農場を取得しました。翌年には近代化資金を借り入れて増頭しています。

I氏の現在の経営規模は搾乳牛約40頭、1頭当たり平均乳量は約7000kgです。北海道の酪農経営としては決して大きな経営ではありませんが、放牧でコストを抑えており、黒字を確保しています。研修を受けていた農場の経営振りとは違う経営方針のようですが、40頭規模の経営を続けていく考えで、決して背伸びはしないつもりです。19年の暮れには念願のログハウスも建てました。背伸び

はしないもの、確実に自分たちの夢を実現していこうとする姿勢がうかがえます。

I氏、G氏、共に家族経営です。H町という酪農地帯にあって、一旦経営をきれいに整理するような形をとっていますが、地域という大きく緩やかな単位の中で、地域の経営資源が継承されているといえるでしょう。後継者が絶対的に不足している状況の中で、実質的な従業員が継承するケースでも、新規就農者を経営陣に迎えて法人として継承するケースでも、新規就農者を受け入れて地域全体で経営を継承していくケースでも、いずれの場合でも地域の関係者の情報提供や支援が不可欠と思われます。経営継承の問題は、みんなが気が付いたときには対策の選択肢が限られていることも多く、関係者による前広な取り組みが重要だと思われます。

今回は、経営継承の面からみた相続に関する施策の改善点や平成20年度から始まった第三者継承促進のための国の助成制度など、制度面の説明を行います。

(筆者：農林水産長期金融協会 前調査部長)

明日への息吹

北海道別海町の新酪仲間の20年⑤

— 経営再建を果たした酪農経営に学ぶ —

本田 良一

それぞれの道

*無謀な挑戦

1億円の負債からスタートして、経営再建を果たした別海町奥行の酪農家斎藤主夫（ゆきお）さん（45）は2001年、農協の特別指導を受ける㊦農家を「卒業」した。この年の生乳生産量は800t。そして負債残高は約8000万円。㊦農家に指定された16年前に比べて加工原料乳価（乳価）は約2割下落していたが、斎藤さんは「8000万円を返すには800tの生産が必要なんだ」と実感する。

かつて300tにも満たない生産量で1億円の借金を返そうとしていたことが、いかに無謀な挑戦だったのか、改めて思い知った。

*衰えぬ拡大意欲

それから8年。斎藤さんは今も、約8000万円の借金がある。㊦農家の「卒業」後も、哺育舎建設、草地購入など積極的な投資を続けて経営規模を拡大したからだ。

その結果、02年、03年の生乳生産量は約900tに達し、03年には家庭の問題で離農した1人を除く勉強会グループ6人のトップに

立った。「仲間に追いつけ、追い越せ」を目標にしてきた斎藤さん。その目標に到達した。だが、「まだまだ、やれる」と拡大意欲は衰えていない。

ただ、最近の飼料高はその意欲に水を差している。「これからの時代は穀物に頼って搾る時代ではない。草地がなければ規模拡大は無理だ」と斎藤さん。当面は110ha（うち草地95ha）で、乳牛250頭（うち成牛125頭）という現状を維持しながら、負債償還を進めていくことを考えている。毎年1000万円を返す計画だ。

この数年、守っていることがある。石灰とたい肥をフル活用し、リン酸やカリウムなど化学肥料を極力抑えている。コスト削減だけが狙いではない。

土壌分析や、サイレージの成分分析も行うが、それだけでは分からない部分がある。だれがみても平均値、それ以上のものができたとしても、牛が好んで食べなければ意味はない。そこでは数値ではない味覚がかぎを握る。その結果、分かったことは、化学肥料が大量に入ったバランスを欠く草地で収穫した草は有機肥料を使った草地で採れた草と比べて、牛の食い込みがよくないということだ。

人間と同じ。有機肥料を使った畑で取れる野菜はうまい。牛もそんな味覚を持っているということだろう。

そこでたい肥を活用し、それを中和する狙いで石灰をまく。その際、施肥の時期を守ることがポイントになる。斎藤さんは2番草の収穫が9月中旬に終わると、すぐにたい肥散布に入り、9月末までには散布を終了する。中には10月や11月になっても、たい肥を散布している農家もいるが、斎藤さんの牧草地は、そうした牧場に比べ春の芽吹きが早い。そして春になると、土壌分析をして不足している要素を補う。毎年、この繰り返しだ。

*負債返済を優先

規模拡大を目指す斎藤さんとは対照的な経営をしているのが、豊田二郎さん(45)だ。投資を抑え、負債の返済を優先してきた。2008年に設置したふん尿を処理するスラリータンクの負担金など、現在負債は1000万円ほど。かつては斎藤さんと同じく1億円以上の負債を抱え、重圧が大きかった。豊田さんは「背負っているものを軽くして、精神的に楽になりたかった」という。

連載の2回目で紹介したが、豊田さんは1991年、牛の乳を搾るミルクカーを交換したことで、生産量を400t台から一気に600t台へ飛躍させた。この後、92年から93年にかけて、負債のうち約5300万円を低利の「大家畜経営体質強化資金」(大家畜資金)に借り換え、金利負担が500万円台から300万円台へ減少した結果、94年から元利償還が



(写真1) 自宅でコーヒーを飲んでくつろぐ豊田二郎さん、孝子さん夫妻。ペットの猫は牛舎裏で生まれた
(写真提供：北海道新聞社)

できるようになる。負債が減り始めた。「それまで借金が減るとは思っていなかった。ただ、毎日、仕事をこなすのが精いっぱい」と豊田さん。

その後、豊田さんは仲間の協力でバンカーサイロ3基、D型倉庫の増築などを行ったが、大きな投資はしていない。数年前に買い替えようかと思ったトラクターを、いまま使っている。こうした節約の結果、順調に返済を続けてきた。

*「ちょっと疲れたかな」

豊田さんはきちょうめんな性格だ。プロローグでも紹介したが、「一体、これまでいくら借金を返したのだろう」と思い、07年に数字をまとめてみた。「豊田牧場 借入金返済20年の歩み」とタイトルが付いた1枚のペーパーには、1987年から2006年までの元金返済額、支払利息、元利合計の返済額、資金借入額などの数字が並んでいる。元金返済額は1億3219万円、支払利息は5587万円、元利合計の返済額は1億8806万円。まさしく

豊田牧場の歴史は「借入金返済の歩み」でもある。

最近、豊田さんは思うことがある。「借金を結構返したけど、それじゃあ、いま幸せな気分で生きているのか、というとそうでない部分もあります。最近、(家内と)話をするのは、もう20年間、びっちり働いて、ちょっと疲れたかな、と」。

そばで妻の孝子さん(44)も、静かにうなづく。

家畜という生き物を飼う酪農は365日、自分たちが責任を持って仕事をしなければならない。でも、やっぱり休みもほしい。4、5年前はヘルパーを頼んで札幌などへコンサートに行ったりしていたが、最近はほとんどない。ヘルパーを2日頼むと、8万円ほどかかるという金銭面の問題もあるが、その下準備が大変であることも大きな要因だ。ヘルパーが働きやすいように、エサを準備したり牛の状態を伝えたりと、引き継ぎがある。これが下手をすると2時間もかかってしまう。同じ人が来たとしても、牛の状態はいつも違う。

ではどうしたら自分たちは楽になるのか。結論として出てきたのは牛の数を減らすことだ。2003年ごろまで育成牛を含めて150頭はいたが、いまは120頭ほど。04年からは子牛、育成牛を哺育・育成センターに預けて、労力の負担を軽減した。費用はかかる。だが、メリットも少なくない。自分で種付けしていたころは、細かな管理が難しく、牛が出産して次にまた出産するまでの分娩間隔は14～15ヵ月かかっていたが、センターでは

12ヵ月でやってくれる。2～3ヵ月縮まるので、その分、頭数も少なくて済む。この分娩間隔が1日遅いと、収入が1000円違うとされ、3ヵ月短かければ9万円の増収となる。センターへの預託は労力軽減だけでなく、経営へもプラス効果がある。豊田さんは最近、「経営には、繁殖管理が重要ではないか」と考えている。

豊田さんの息子はいま高校2年生。酪農科に通っている。しかし、跡継ぎになるかどうかはまだ決まっていない。引き継ぐことを考えると、負債は少ないほうがいい。この数年の生乳生産量は約650t。当面、規模を拡大する考えはなく、現状維持でいこうと思っている。

* 「定員」超える牛

「斎藤君に励まされた」という勉強会のメンバー長井栄さん(64)も、豊田さんと同じく投資を抑えてきた。故障が多く、電気代もかさむなどの理由で、ほとんど使われなくなったスチールサイロをいまでも大切に使っている。後継者はなく、労働力は長井さんと妻の照子さん(55)の2人。その点、夏場は忙しいが、サイロに牧草を詰めさえすれば夏でも冬でも、雨でも吹雪の日でも、ポタンひとつ押せばベルトコンベアで給餌できるスチールサイロは作業の軽減効果が大きい。

牛舎も入植した32年前のまま、増築していない。「定員」は60頭だが、いまは約120頭を飼う。牛舎に入れない牛は、吹雪の日でも屋外で過ごす。かつて、真冬でも屋外で牛を飼っている帯広の酪農家を見学したことが

あった。「別海よりしばれる（寒い）帯広でできるなら、別海でもできるはずだ」と挑戦した。「エサもよくなっているし、牛は寒さに強い」と長井さん。

* 草地を徹底管理

長井さんが勉強会に参加して教えられたことは、限られた草地をどう活用するか。長井牧場の草地は約65ha。そのうち10haは飛び地で、しかも湿地だ。牧草の収量は伸びない。そこで斎藤さんと同じく土壌分析をして肥培管理を徹底し、収量を増やした。

エサのやり方も変えた。それまでは、例えば3haの草地があれば、そこに牛を放牧し、草がなくなったら、別の場所へ移動させていた。全面放牧だ。それをニュージーランド方式のスリップ放牧に転換した。

移動式の強力な電気牧柵を使い「今日、放牧したところは明日はやめる」という方式で1日ずつ放牧場所を変えて行く。おおよそ15区画をつくると、一回りするうちに草が再生する。草丈も短いので牛も食べやすく、栄養価が高い。

長井さんはトラクターを入れにくい湿地を中心に放牧地にした。その結果、それまでは春先になると、草が足りなくなって購入していたが、買う必要がなくなった。生産乳量は90年には600t余りだったが、少しずつ増えていき、97年には700t台になった。この間、成牛は70～80頭、育成牛が50～60頭とほとんど変わっていない。1頭当たりの生産乳量が増えた結果だ。長井さんはいふ。「新し

い草地をかうとお金がかかる。それより、いまある土地に施肥してきっちり管理したら、もっといい草がたくさん取れるようになる。勉強会の仲間がそれを教えてくれた」。

長井さんは2000年暮れ、牛に挟まれて肝臓破裂の大けがを負い、翌01年2月、手術をして肝臓の半分をとった。生きるか死ぬかの瀬戸際だったが、奇跡的に生還した。疲れやすくなったこともあり、今は生産乳量を600t程度まで落としている。子牛の哺育も専門業者に任せている。

* マイペース酪農

経営には酪農家の個性、考え方が反映される。「成功」といい切れるモデルはない。いや、逆にさまざまなモデルがあるともいえる。新酪農家は多額の負債を抱えてスタートしたこともあって、経営規模をある程度大きくせざるをえなかったが、小規模、低コスト経営を目指す農家もいる。「マイペース酪農」と呼ばれるものだ。

別海町に隣接する中標津町^{なかしべつ}俵橋の酪農家乾（いぬい）雅晴さん（56）もそのひとり。乾さんが「べーべー、べーべー」と声をかけると、牧草地にいた約40頭の牛たちがのっそり、のっそりと1頭残らず集まってくる。

搾乳は午前6時、午後5時半の1日2回、牛舎で行う。時間になると、乾さんは放牧中の牛を呼ぶ。搾乳が終わると、牛は再び外へ。5月末から11月初めまで牛は夜も屋外で過ごす。「牛は昨日と同じ所へは行かない。エサのある所は分かっている」と乾さん。

夏の間、牛は草を食べているため、配合飼料が少なく済み、エサを与える手間も省ける。乳価に占める配合飼料購入費の比率（乳飼比）は30～40%が一般的な中で、乾さんの牧場は20%。配合飼料価格が高騰する前は15%だった。

*高い収益性

北海道酪農畜産協会の調査（2004年）によると、草などの自給飼料を70%以上使用する農家の1頭当たりの搾乳量は、平均を20%ほど下回るが、所得率はコストがかからないため逆に1.8倍になる。メリットはコストだけでない。北海道草地協会放牧アドバイザーの坂本秀文さんは「牛はストレスが減るので、病気にもなりにくい」という。その上、環境にもいい。道立根釧農試主任研究員の髙橋雅信さんは「牛の数と草地の広さのバランスが保たれ、草地で処理できないふん尿が川などに流れ出すことなく、環境にやさしい」と指摘する。

10年ほど前、放牧主体の酪農を打ち出した別海町に隣接する浜中町農協組合長の石橋栄紀さんは「これまで農家の気持ちが向いてなかったが、飼料高騰が引き金となって意識が変わってきた」と話す。

とはいえ、すぐには放牧主体に切り替えられない。効率的な放牧をするためには、これまで見てきた通り、牧草の生育状況を見ながら、適切に放牧地を替える技術と経験が不可欠。牛が移動する牧道、水飲み場などインフラ整備も必要だ。牧草地の広さで、牛の数が

限定されるので大規模経営にも向かないし、草地が飛び地になっているとできない。

こうした課題はあるが、内外の放牧事情に詳しい酪農学園大学（北海道江別市）教授の荒木和秋さんは「配合飼料を与えないと乳量を確保できない、と誤解している農家も多い。放牧は飼料自給率と収益性を向上させ、暮らしにゆとりも生まれる」とメリットを指摘する。

*世代交代の波

厳しい経営環境の中で、どんな道を模索するのか。相和宏さん（66）に率いられた別海町奥行の勉強会グループは、それぞれの考え、個性を反映させた経営をしながらも、知恵と力を合わせて荒波を乗り切ってきた。

そのメンバー6人について、相和さんは「それぞれ役割みたいなのがある」と語る。進軍ラッパを吹くのは相和さん。それに採算度外視で「やろう」と乗ってくるのが水沼隆司さん（54）。斎藤さんは慎重ながらも、行動力を発揮し、「兄貴分」の塩田浩典さん（48）も一緒に動く。そんな4人を、豊田さんと長井さんが冷静に見ながらも、「つきあってやるか」と全員が結束する。

その団結力の源泉は、相和さんという核になるリーダーの存在と「苦しい時期を一緒に乗り越えてきた。ひとがいて、自分がいる、という感覚だ」（水沼さん）。

そのグループにいま、世代交代の波が押し寄せようとしている。（つづく）

（筆者：北海道新聞編集委員）

新しい

畜特資金

大家畜（養豚）特別支援資金融通事業にかか
る Q&A ③

社団法人 中央畜産会

本誌 No.222～224 の3回に渡って、大畜産（養豚）特別支援資金融通事業の概要と留意点、Q&A について掲載しました。今回は融資機関向けに利子補給事務に関する一問一答を掲載します。

Q1 大家畜特別資金の償還方法は、どのようになっていますか。

A1

1. 社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という）における取り扱いは、次の通りです。

(1) 大家畜特別資金の償還方法は、元金を均等に償還することになっていますが、利子補給金計算事務を簡素化するため、1年度間の償還は1回とし、借受者との約定にかかる償還期日（以下「約定償還日」という）は原則として貸付年度ごとの貸付応答日の前日とします。年度ごとの償還額は別に中央畜産会から通知します。

なお、年度ごとの均等償還額に千円未満の端数を生ずる場合は、その端数金額を初年度の償還額に加算するものとします。

(2) 繰上償還があった場合のその後の償還額の取り扱いは、その発生した日の翌日の貸付残高について (1) に準じて処理するものとします。

なお、繰上償還を行う場合は千円単位と

するよう指導してください（この資金の償還額は、千円単位で管理することとしています）。

2. 貸付応答日とは、次年以降において貸付実行日と同一の月日をいいますから「貸付年度ごとの貸付応答日の前日」とは、例えば平成19年度貸付を平成19年11月30日に実行した場合、毎年11月29日が該当する日となります。

3. 酪農負債整理資金以降、いわゆるローリング方式の資金が増加し、毎年度経営改善計画を策定して貸付所要額を算定することになったので、計画策定の都合上、貸付年度ごとの資金の約定償還日を同一日に揃える方向で設定する県が増えてきています。例えば、貸付日の設定は11月30日が通常の場合の貸付期日となっていれば、11月30日以外の日には貸付実行した資金（例：経営活性化資金の平成5年度貸付（平成6年2月28日貸付））の約定償還日を11月29日に設定するような方法です。

Q2 融資機関に交付される年度ごとの
利子補給額は、どのようにして計算さ
れていますか。

A2

1. 当該融資機関の利子補給額は、借受者の経営の種類および貸付区分（一般、特認、残高借換および継承資金）ごとに各利子補給金計算期間別に貸付平均残高を算出し、その額に当該利子補給率を乗じて得た額（その額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の合計額が各年度の交付額となります。
2. 貸付平均残高とは、利子補給金計算期間中の貸付残高の総和を、平年、うるう年とも365日で除して得た額です。また、この場合融資機関で約定償還金が延滞していても償還されたものとして利子補給額を計算します。なお、うるう年の貸付残高の総和は366日の計算となります。
3. 貸付平均残高の計算の基礎とする貸付残高は次の(1)～(6)により計算します。
 - (1) 約定償還額は、約定償還日に借受者から償還されていない場合も、約定償還日に償還されたものとして算出する。
 - (2) 約定償還日および繰上償還日の当日の貸付残高は、償還前の残高とする。
 - (3) 約定償還日が国民の祝日、日曜日その他の休日に当たった場合、民法第142条の規定によれば、翌営業日の償還でよいこととなっているが、利子補給金の計算上は、これによることなく約定償還日に償還があったものとして算出する。
 - (4) 対象外貸付額は、貸付当初から貸付けが

なかったものとして貸付実行日からその額を減額する。

- (5) 経営を中止した場合は、経営中止日の翌日から利子補給金の交付を停止するので経営中止日までの利子補給金を計算する。
- (6) 計画の承認の取消しの場合は、取消認定日から利子補給金の交付を停止するので取消認定日の前日までの利子補給金を計算し、取消認定日以降は交付しない。

Q3 利子補給金計算期間について教えてください。

A3

利子補給金は、貸付資金ごとに毎年1回交付しますが、この利子補給金の計算期間の基礎となる期間を利子補給金計算期間といいます。利子補給金計算期間は、その始期と終期の区別により次の応答日型と12月型の2つに分かれます。

応答日型……毎年度、貸付応答日から翌年度の貸付応答日の前日までを計算期間とする。

また、貸付応答日の前日以外の日を約定償還日と定めている県にあっては、当該約定償還日の翌日から翌年度の約定償還日までを計算期間とする。

ただし、初年度は、貸付実行日から翌年度の約定償還日までを計算期間とする。

12月型……毎年、1月1日から12月31日までを計算期間とする。

ただし、初年度（貸付実行年）は、貸付実行日からその年の12月31日まで、また、最終年度は最終年の1月1日からその

年の貸付応答日の前日（貸付応答日の前日以外の日を約定償還日に定めた時は当該約定償還日）までとなる。

（説明）

1. 「貸付応答日」および「貸付応答日の前日」は Q1 で説明した通りです。「貸付応答日の前日」は、通常の約定償還日となります。
2. 利子補給金計算期間の方式によって「請求書」の提出期限が異なります。このため融資機関ごとに利子補給金計算期間が異なると利子補給金請求事務が繁雑となるため、県および信農連等の事務の簡素化を図るため、県下の融資機関と協議して一つの資金について県内融資機関がバラバラにならないよう、また貸付年度によって異なることのないよう統一してください。
3. 19 年度末現在、畜産特別資金の利子補給を行った 42 道府県について各資金の利子補給金の計算期間の選択状況は次の通りです。
 - (1) 総ての資金を 12 月型としているもの
（12 月型） 20 道府県
 - (2) 総ての資金を応答日型としているもの
（全応答日型） 20 道府県
 - (3) 資金によって 12 月型あるいは応答日型となっているもの（混在型） 2 県

Q4 約定償還日に任意の繰上償還があった場合、また、約定償還日の到来前に約定償還分の償還（いわゆる約定償還額の内入れ）があった場合は、どのように処理したらよいですか。

A4

1. 畜産特別資金では約定償還額を延滞した場合、延滞額は利子補給の対象としないの

で、約定償還額は約定日に償還があったものとして自動的に当該約定償還額を減額して貸付金残高を算定します。

従って、約定償還日に任意の繰上償還があった場合、当日の電算処理は約定償還額を差し引いた後の貸付残高について繰上償還を処理することになりますから、必ず繰上償還額のみを異動額として「異動報告書」を提出してください。約定額を含めた額を異動額として「異動報告書」を提出すると約定償還額を重複して差し引くことになり、誤った処理が行われます。

2. 約定償還額の内入れ（約定償還額または約定償還額の一部を約定償還日の到来前に償還すること）があった場合は、任意の繰上償還ではないので「異動報告書」の備考欄に必ず“内入れ”と表示し提出してください。

内入れ額について、誤って「異動報告書」に内入れと記入せず提出すると内入れ後の貸付残高を残存約定償還回数で除して新しい約定償還額が設定され、当該約定償還日に再び自動的に償還処理が行われることになります。

約定償還日間近の償還は任意の繰上償還か、約定償還額の内入れか、借入者の意思を確認し、間違いのないように処理してください。

3. 当年度償還と次年度分の償還を合わせて償還する借入者が増えてきたことから、これに対応するシステム改定を行い早期償還処理が可能となりました。

ただし、償還期間が短縮されるものではないので留意してください。

お知らせ

1. 肉用牛肥育経営安定対策事業等にかかる 四半期平均推定所得等の算定結果について

[平成20年10月から12月の第3四半期]

(独) 農畜産業振興機構は平成20年10月から12月にかかる四半期における肉用牛肥育経営安定対策事業実施要綱第6の4の(8)のイの(ウ)の「理事長が別に定める算定数値」および肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業実施要綱第3の4の(3)のイの「理事長が別に定める肥育牛特別補てん金単価」について品種区分ごとに下表の通り算定結果を発表しました。

① 肉用牛肥育経営安定対策事業に係る四半期平均推定所得等の算定結果

算定結果

単位 (円/頭)

	肉専用種	交雑種	乳用種
四半期平均推定粗収益 (A)	911,498	505,078	343,313
四半期平均推定生産費 (B)	941,838	602,538	363,501
四半期平均推定所得 (A) - (B)	▲ 30,340	▲ 97,460	▲ 20,188

(参考) 基準家族労働費 (全国平均) を採用した場合の補てん金単価

単位 (円/頭)

	肉専用種	交雑種	乳用種
四半期平均推定所得 (C)	▲ 30,340	▲ 97,460	▲ 20,188
基準家族労働費 (全国平均) (D)	74,422	41,310	28,455
差額 (基準家族労働費が上限) (E)	▲ 74,422	▲ 41,310	▲ 28,455
補てん金単価 (E) × 0.8 (100円未満切り捨て)	59,500	33,000	22,700

四半期平均推定生産費の算定方法

$$(B) = (F) - \{(G) + (H) + (I)\}$$

単位 (円/頭)

	肉専用種	交雑種	乳用種
四半期平均推定生産費 (B)	941,838	602,538	363,501
四半期平均推定生産費総額 (F)	1,024,460	652,612	396,644
うち家族労働費 (G)	69,413	37,039	24,652
うち自己資本利子 (H)	10,834	11,175	7,366
うち自作地代 (I)	2,375	1,860	1,125

② 肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業に係る四半期品種区分別肥育牛特別補てん金単価

算定結果

単位 (円/頭)

区 分	肉専用種	交雑種	乳用種
四半期平均推定粗収益 (A)	911,498	505,078	343,313
四半期平均推定生産費 (B)	941,838	602,538	363,501
四半期平均推定所得 (C) = (A) - (B)	▲ 30,340	▲ 97,460	▲ 20,188
肥育牛特別補てん金単価 (C) × 0.6	18,200	58,400	12,100

※肥育牛特別補てん金単価の100円未満切り捨て

詳細は都道府県庁の畜産主務課もしくは県団体にお問い合わせください。

2. 肉用子牛生産者補給金制度にかかる指定肉用子牛の平均売買価格・生産者補給金について

[平成 20 年 10 月から 12 月の第 3 四半期]

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）に基づく肉用子牛生産者補給金制度の平成 20 年度第 3 四半期指定肉用子牛の平均売買価格は、品種区分ごとに以下の通りとなり、同期における生産者補給金が交付されます。

(単位：円)

		黒毛和種	褐毛和種	その他肉専	乳用種	交雑種
保証基準価格	第 1 四半期	305,000	281,000	201,000	113,000	178,000
	第 2 四半期以降	310,000	285,000	204,000	116,000	181,000
合理化目標価格		288,000	247,000	142,000	83,000	138,000
平均売買価格	第 1 四半期	414,100	259,500	252,600	89,300	169,200
	第 2 四半期	387,600	242,700	206,600	84,000	142,400
	第 3 四半期	380,400	247,800	208,700	83,700	154,100
	第 4 四半期	—	—	—	—	—
補給金交付単価	第 1 四半期	—	21,500	—	23,700	8,800
	第 2 四半期	—	41,870	—	32,000	38,600
	第 3 四半期	—	37,200	—	32,300	26,900
	第 4 四半期	—	—	—	—	—

詳細は都道府県庁の畜産主務課もしくは県団体にお問い合わせください。

3. 配合飼料価格差補てん事業にかかる価格差補てん金の額について

[平成 20 年 10 月から 12 月の第 3 四半期]

(社) 全国配合飼料供給安定基金（全農系）、(社) 全国畜産配合飼料価格安定基金（専門農協系）および (社) 全日本配合飼料価格・畜産安定基金（商系）の 3 基金から平成 20 年度第 3 四半期配合飼料価格差補てん金が以下の通り交付されます。

(単位：円 / t)

区分		第 1 四半期 (4 ~ 6 月)	第 2 四半期 (7 ~ 9 月)	第 3 四半期 (10 ~ 12 月)	第 4 四半期 (1 ~ 3 月)
補てん金の額	通常価格差補てん金	8,983	4,002	7,650	0
	異常価格差補てん金	1,517	3,398	—	0
	計	10,500	7,400	7,650	0

詳細は上記 3 基金にお問い合わせください。

あいであ & アイデア

水不足はもうこれで大丈夫！ 移動式ウォーターカップ号

小畑 典子

宮崎県の北西部に位置する西臼杵^{にしうすき}地域では、近年、放牧が盛んになり、実施戸数、頭数ともに拡大の傾向にあります。放牧地は、耕作放棄地や林間など山間地の条件を活かした放牧形態となっています。夜間も放牧している農家では、ウォーターカップをうまく活用した移動式の飲水施設が作られていますので、紹介します。



放牧中の牛。けっこうノドも乾くんです。

作り方



1. 用意するもの

- ・ キャリー
- ・ 農業用タンク
(350～500ℓ)
- ・ ウォーターカップ：2個
- ・ 配水パイプ
- ・ 合板

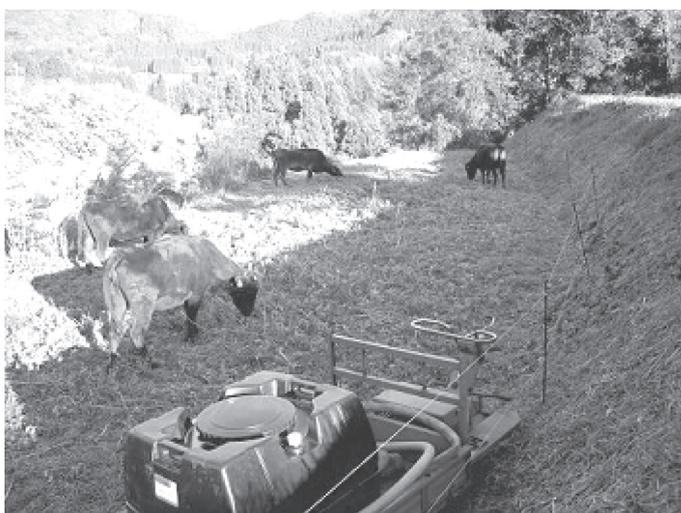
2. 手順

- ① キャリーに農業用タンクを乗せ、パイプで農業用タンクとウォーターカップを接続します。
- ② 牛が遊ばないように、接続部分は合板で「ふた」をします。



注意事項

- ① 事故を防ぐため、足場の安定した所に駐車しましょう。
- ② タンク内の水は2～3日に入れ替える！
放牧牛は水分の多い生草を食べるため舎飼いしている牛より飲水量は減りますが、清潔な水を与えましょう。
- ③ 水圧が若干弱めなので、ウォーターカップは2個が限度のようです。
- ④ タンクの色は黒い方が光を通さず夏場でも藻が発生しにくいようです。



定期的な水の交換ももちろんですが、脱糞を防ぐために草量が減ったら、順次放牧場を移動させることも重要です。

また、電線がゆるんでいないか、切れていないかなど、放牧場の見回りを行いましょう。

←そろそろ移動時期です

(筆者：宮崎県西臼杵支庁農業普及課（西臼杵農業改良普及センター）技師)